

同窓会会則

第1条 本会は愛媛県立東温高等学校同窓会と称する。

第2条 本会は会員相互の親睦を図り母校との関係を緊密にし、その発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は次の会員で組織する。

正会員 愛媛県立東温高等学校卒業生

特別会員 本校の教職員及び旧教職員

特に本校に縁故があつて会長が推薦し役員会で認めたもの

第4条 本会は事務局を愛媛県立東温高等学校内に置く。ただし、会員多数在住の地方には、本会の承認を得て支部を設けることができる。

第5条 本会は目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 各種の会合を催すこと

(2) 会員名簿を発行すること

(3) その他適当な事業

第6条 本会は年1回総会を開く。ただし、必要により役員会の決議を経て臨時総会を開くことができる。

第7条 総会においては、会務報告・決算の承認・事業計画・予算及び本会の目的達成上必要な事項を審議する。

本会における決議は、出席者過半数の賛成をもってする。

第8条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 男女若干名 理事 若干名

監事 若干名 年度幹事 若干名 事務局 若干名

ただし、役員任期は2か年とし再任は妨げない。

また、理事と年度幹事は兼任を妨げない。副会長は各支部長を含むものとする。

第9条 会長・副会長は役員会において推薦し、総会の承認を得て決定する。その他の役員は、会長がこれを委嘱する。

第10条 母校の校長は顧問とする。なお、本会に功労のあつたもので会長が推薦し役員会が認めるときは、顧問とすることができる。

第11条 役員会は、会長・副会長・理事・監事・顧問・年度幹事及び事務局員をもって組織する。

第12条 役員任期は次のとおりとする。

(1) 会長は、会務を総理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、諸般の会務をつかさどる。会長事故あるときは、これに代わる。

(3) 理事は、他の役員とともに役員会を組織し重要事項を審議する。

(4) 監事は、会計を監査する。

(5) 事務局は、本会の事務を処理し会務を記録する。

(6) 年度幹事は、年度の会員を代表し会務に参加する。

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第14条 本会の正会員は、終身会費金 4,500 円を各学年 1,500 円ずつ分納する。

第15条 本会の会計は会長が執行する。ただし、校長に委任することができる。

2 校長に委任するもののうち、特に重要なものについては、会長の承認を得るものとする。

第16条 本会会則は総会の議決を経なければこれを変更することはできない。

第17条 急を要する事項で、総会開催の暇のないときは、会長は役員会にこれを諮りこれを代行し、総会に報告し承認を受けるものとする。

附 則

この規程は、昭和53年11月2日より施行する。

昭和62年8月22日一部改正

平成9年8月16日一部改正

平成13年10月20日一部改正

平成24年8月11日一部改正